

湖南省第五次地域福祉計画・地域福祉活動計画
第2回策定委員会 次第

日時：令和8年（2026年）4月28日
午後3時～
場所：東庁舎 3階大会議室

1 あいさつ
委員長

2 はじめに

(1) 傍聴人について【別紙1】※当日配布

(2) 委員の変更について【別紙2】※当日配布

5番 湖南省民生委員児童委員協議会 会長 大園 隆 様
令和8年4月1日より委嘱

3 議事

(1) 計画策定スケジュールについて【資料1】※事前配布

(2) ・湖南省第五次地域福祉計画・地域福祉活動計画策定

のための各種アンケート調査結果報告書【資料2】※事前配布

・湖南省地域福祉計画策定のための各種アンケート調査結果
調査結果の概要【資料2-1】※当日配布

(3) タウンミーティングについて 実施概要（案）【資料3】※事前配布

4 その他

(1) 湖南省地域福祉推進協議会の委員委嘱のお願いについて

(2) 第3回策定委員会（予定／開催通知等は後日送付します）

開催日：6月22日（月）午後3時～

場 所：サンライフ甲西 2階大ホール

(3) 第2回策定委員会に関するご意見シートについて【別紙3】※当日配布

5月13日（水）までにFAX・メールでお送りください

(4) 湖南省のくらしの移動～行きたい場所へ あたりまえに～
（社会福祉協議会 配布物）※当日配布

【資料1】

■ 湖南省第五次地域福祉計画・地域福祉活動計画スケジュール

2026.04.08修正

【令和7年度】

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議	策定委員会								第1回 ・アンケート調査 票案について ・策定スケジュール				
	打合せ会議等(適宜)					●	●		●				
事務局・弊社	一般市民アンケート調査 (高校2年生世代含む)					調査設計		調査工務	調査実施	集計・分析		報告書の作成	
	中学生アンケート調査					調査設計		調査工務	調査実施	集計・分析		報告書の作成	
	事業所・団体アンケート調査					調査設計		調査工務	調査実施	集計・分析		報告書の作成	
国の方針、県計画等の情報収集		→											

【令和8年度】

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議	策定委員会	第1回(4/28) ・調査結果報告 ・タウンミーティングについて		第2回 ・取組の評価、課題整理 ・タウンミーティングについて		第3回 ・計画骨子案		第4回 ・計画素案		第5回 ・計画案 ・パブリックコメント方針		最終 ・パブコメ結果 ・計画最終案	
	打合せ会議等(適宜)		●			●		●		●		●	
事務局・弊社	現状把握、計画の評価・課題整理		現状分析、計画の評価・課題整理										
	市民懇談会(タウンミーティング)		市民懇談会の実施			結果のとりまとめ							
	計画策定				計画骨子案の作成	計画素案の作成	計画案の作成			パブリックコメントの実施と計画への反映	計画書・概要版の作成	印刷	
国の方針、県計画等の情報収集		→											

■ 湖南省地域福祉計画策定のための各種アンケート調査結果 調査結果の概要

※調査名の凡例 【中高】：中学生・高校生 【一般】：一般市民 【民生】：民生委員・児童委員等 【団体】：団体 【福祉】：福祉事業所 【相談】：相談支援機関

◆ 基本目標1 地域活動を支える人づくり

基本施策1-1 人権尊重の推進		
調査名	調査結果	今後の方向性
一般	「権利擁護」という言葉の認知度は、16.2%。	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権や権利擁護に関する理解については、引き続き啓発が必要。成年後見制度や市民後見人、再犯防止なども含めて、制度や考え方をわかりやすく伝えていくことが求められる。 ● 外国人市民に関しては、地域の中でのつながりづくりや情報提供のあり方について、さらなる検討・充実が必要。
民生・団体・福祉・相談	特に支援が必要と思う対象については、「外国人市民」の割合が前回調査より増加。	
民生・団体	地域の課題として「外国人市民とのつながりをもつのが難しい」が約1割。	
基本施策1-2 地域への関心と福祉意識の醸成		
調査名	調査結果	今後の方向性
中高	住んでいる地域について、「そう思う（とてもそう思う・まあまあそう思う）」のは、「親切な人が多い」が約8割、「地域が安全で、安心して生活できる」「自然や環境がよく、過ごしやすい」が約7割。	<ul style="list-style-type: none"> ● 若い世代では地域のよさが認識されている一方、将来の居住意向はさまざまであることから、地域とのつながりを持続けられる関わり方を考えていくことが必要。 ● 地域への愛着や福祉への関心は一定程度みられる一方、福祉について学ぶ機会がある人は一部にとどまっており、学びや参加の機会を広げていくことが必要。 ● 自治会やまちづくり協議会、社会福祉協議会、市の行事・講座など、既存の地域活動の場を活かしながら、福祉を身近に感じられる取組を進めていくことが求められる。
中高	大人になっても「湖南省に住み続けたい・住みたい」は10.2%、「通学や仕事などで湖南省をはなれても、いずれは湖南省に住みたい」が17.5%。	
一般	身近に感じる地域への「愛着を感じている」は約2割、「まあまあ愛着を感じている」は約5割。	
一般	福祉に「とても関心がある」が約1割、「ある程度関心がある」が約5割。関心のある分野は「高齢者に関すること」が約7割、「障がいのある人に関すること」「子ども・子育てに関すること」が約3割。	
一般	福祉について学ぶ機会が「ある」は約1割、「あるが、少ない」が約3割。機会としては「自治会の行事」「まちづくり協議会の活動」「社会福祉協議会の行事・講座」「市の行事・講座」が約2割。	

基本施策 1-3 地域活動への参加・参画の促進		
調査名	調査結果	今後の方向性
中高	地域の行事や活動に参加したことがあるのは、約6割。市全域やもっと広い範囲でボランティアに参加したことがあるのは約4割。参加のきっかけは、「家族にすすめられて」「友だちに誘われて」が約4割、「自分から興味を持って参加した」が約3割。今後参加してみたい地域の行事や活動は、「お祭りやイベントの手伝い（ボランティアまつりなど）」が最も多く約4割。	<ul style="list-style-type: none"> ●中学生・高校生では、家族や友人を通じた参加が多いことから、身近なつながりを活かした参加のきっかけづくりが求められる。 ●また、祭りやイベントの手伝いなど、気軽に参加しやすい活動の充実を図ることが重要。
中高	参加しやすくするために必要なことは、「気軽に取り組めること（短い時間でもできるなど）」が約6割、「無理なく続けられること」「特別な技術がなくてもできること」が約3割。	<ul style="list-style-type: none"> ●地域活動やボランティア活動への参加は一部にとどまっており、時間の都合や参加のしやすさに配慮した関わり方を広げていくことが必要。
一般	地域での交流の場やイベントへは「よく参加する」が1割、「たまに参加する」が約4割。参加しない理由としては、「時間が合わない、時間的な余裕がない」が約3割、「興味のあるイベントや活動がない」が約2割。	<ul style="list-style-type: none"> ●活動を継続しやすくするため、資金面の支援や活動の場、人材の確保などの環境整備を進めていくことも必要。
一般	市民活動・ボランティア活動に「参加している」は16.4%。参加している、もしくは以前参加していた活動は「地域の清掃・美化や地域おこし」「地域の祭りや伝統行事など」が多く、約4割。	
民生・団体・福祉・相談	地域における助けあい・支えあい活動を活発にするために重要なことは、民生・福祉では「行政による助けあい・支えあい活動の活動費・運営費等の資金的な援助」、団体では「ボランティアなどの活動の拠点となる場の整備」、相談では「困っている人と支援できる人とをつなぐ人材の育成」が最も多い。	

基本施策 1-4 地域や団体のリーダーの育成		
調査名	調査結果	今後の方向性
一般	まちづくり協議会の認知度は、約 3 割（うち、「活動を知っていて、参加している」が 6.0%）。民生委員・児童委員の認知度は約 4 割（うち、「活動を知っていて相談したことがある」が 4.5%）。	<ul style="list-style-type: none"> ●地域活動や団体活動においては、担い手の高齢化や後継者不足が共通した課題となっており、同じ人に負担が集まりやすい状況もみられることから、多様な人が関わりやすい環境づくりが求められる。 ●定年退職者、若い世代、子育て世代などに活動の内容や意義をわかりやすく伝えながら、新たな担い手の確保につなげていくことが必要。 ●まちづくり協議会や民生委員・児童委員の活動について、地域住民により身近に知ってもらうための周知の工夫が必要。
一般	市民活動・ボランティア活動に参加しやすい条件としては、「時間にゆとりがある」が 5 割、「自分が健康である」が約 4 割。	
民生	活動上の課題は「活動の担い手が高齢化している」が約 8 割、「同じ人ばかりが活動を担っていて、負担が大きい」が約 6 割、「後継者がいない」が約 5 割。	
団体	活動上の課題は「活動の担い手が高齢化している」が約 8 割、「後継者がいない」が約 5 割、「行事等に新たに参加する人が少ない」が約 4 割。	
民生・団体	地域の課題として、「地域の役員などのなり手がいない」が最も多い。	
民生・団体	地域において新たな担い手を発掘し、育成していくために必要なことは、民生で「定年退職者など地域で活動可能な人への広報・周知の充実」が約 7 割、若者や子育て世代が参加しやすい活動の工夫」が約 5 割と多く、団体で「定年退職者など地域で活動可能な人への広報・周知の充実」が約 7 割、「地域行事やイベントを通じた活動内容の広報・PR」が約 4 割と多い。	

◆基本目標2 地域で支え合う力を高めるつながりづくり

基本施策 2-1 地域における顔の見える関係づくり		
調査名	調査結果	今後の方向性
中高	普段近所の大人とどれくらい接しているかについては、「あいさつをする程度の人がいる」が約5割、「会えば話をする人がある」が約2割。	<ul style="list-style-type: none"> ●中学生・高校生にとっては、公園や広場、飲食店、スポーツができる場所などが居場所として挙げられており、年代に応じた過ごしやすい場を考えていくことが求められる。 ●地域でのつながりについては、一定の近所づきあいや満足感がみられる一方で、地域にどのような集いの場や居場所があるのか「わからない・知らない」とする人も少なくなく、身近な交流の場や居場所の充実と、その存在を知ってもらう取組が必要。 ●一般市民では、仕事などで近所の人と知り合う機会が少ないこともみられることから、無理なく地域と関われるきっかけづくりが必要。 ●災害時や緊急時の手助けに関するニーズがみられることから、日頃のつながりづくりを通じて、いざというときに支えあえる関係を育てていくことが重要。
中高	学校や自分の家以外で気軽に過ごせる居場所は、「公園や広場」「お店（カフェ、飲食店、本屋、カラオケなど）」が約4割、「運動やスポーツができる場所」が約3割。	
一般	近所の人との関係は、「会えば話をする人がある」が約5割、「あいさつをする程度の人がある」が約3割。近所づきあいをほとんどしていない理由としては、「仕事などで家をあけることが多く、知り合う機会がない」が約5割。	
一般	近所づきあいの満足度は、「満足」が約3割、「やや満足」が約4割。	
一般	地域にどのような集いの場や居場所、交流の場があるかについては、「わからない・知らない」が約4割。	
一般	近所づきあいの中で手助けしてほしいことは、「災害時等の避難の手伝い」が約3割、「急病やケガなど緊急時に医者を呼ぶなどの手助け」「ひとり暮らし高齢者などの見守り」が約2割。手助けできそうなことは、「災害時等の避難の手伝い」「急病やケガなど緊急時に医者を呼ぶなどの手助け」「特になし」が約3割。	
民生	地域のつながりについては、「日常的な付き合いがあり、つながりはまあ強い」が約6割。	
団体・福祉 ・相談	住民相互の助け合いに関する意識については、団体では「あまり高くない」が減少し、「どちらかと言えば高い」が増加。一方、福祉事業所および相談機関では「あまり高くない」が増加し、「どちらかと言えば高い」が減少。	

基本施策 2-2 地域コミュニティの強化		
調査名	調査結果	今後の方向性
中高	近所づきあいや関わりで今後大切になると思うことは、「あいさつを交わすこと」が約7割、次いで「困ったときに助け合うこと」が5割、「災害や緊急時に協力し合うこと」が約3割。	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の課題として、役員のなり手不足や地域行事への参加者の減少、地域への関心の薄れなどが課題として挙げられており、自治会やまちづくり協議会等をはじめとした活動について、参加しやすい形や多様な人が関わりやすい運営のあり方が求められる。 ●一般市民では、住民相互の支えあいや助けあいの必要性は広く認識されていることから、その意向を具体的な地域活動やつながりにつなげていく工夫が必要。 ●中学生・高校生では、あいさつや困ったときの助け合い、災害時の協力が大切だと考えられており、日頃の関わりを通じて支えあいの意識を育てていくことが求められる。 ●市や社会福祉協議会には、人材の確保や後継者づくり、活動内容の周知、参加のきっかけづくりなどを通じて、地域活動を支える役割が求められる。
一般	身近に感じる「地域」の範囲は、「区・自治会」が約4割、「隣近所」が約3割、小学校区が約1割。	
一般	住民相互の支えあい、助けあいが「とても必要だと思う」が約3割、「ある程度必要だと思う」が約6割。	
一般	助けあいを活発にするために重要なことは「近隣や地域におけるあたたかな人間関係の構築」が最も多く約5割。	
一般	まちづくり協議会の認知度は、約3割（うち、「活動を知っていて、参加している」が6.0%）。	
民生・団体	地域の課題については、「地域の役員などのなり手がいない」「地域のことに関心のない人が多い」「地域の行事に参加する人が少ない」が多い。	
民生	地域福祉を進める上で市や社協に期待することは、「地域住民同士が助け合い、支えあうことができる仕組みづくり」が約5割、「福祉活動の中心を担う地域における人材の育成・確保」が約4割、「現在の役職の後継者づくり」が約3割。	
団体	地域で活動する中で市や社協に期待することは、「団体や活動についてのPR」「会員募集の支援」が約5割、「活動場所の提供」が約3割。	

基本施策 2-3 地域における見守りの充実		
調査名	調査結果	今後の方向性
一般	地域で暮らす中で「孤独だ」「孤立している」と「よく感じる」は3.0%、「ときどき感じる」は11.0%。	<ul style="list-style-type: none"> ●地域で孤立している人や気がかりな人への対応については、見守りや声かけ、外出支援、居場所づくりなどを組み合わせながら、地域の中で支え合える仕組みを充実させていくことが必要。 ●特に、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者、地域から孤立している人などへの支援が必要。 ●支援が必要な人に気づく機会として、地域の見守り活動が重要な役割を果たしていることから、日常的な見守りや地域でのつながりをさらに広げていくことが必要。 ●市民が参加してみたい活動として「見守り・声かけ」が多く挙げられていることから、地域住民が無理なく関われる支え合いの取組を進めていくことが重要。
一般	地域に孤立している人や気がかりな人が「いる」は9.2%。	
一般	今後参加したい市民活動・ボランティア活動は、「見守り・声かけ」が約3割、「スポーツ・レクリエーション」「自治会」等が約1割。	
民生	優先度が高いと考える地域の支え合いの活動や取組は「ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯、障がい者、子どもなどを対象とする見守り」「車を運転できない人などへの外出支援」「様々な世代が気軽に集うことができる居場所づくり」「地域住民が活動に参加するためのきっかけづくり」が約3割と多い。	
民生・団体	支援が必要な人に気づく機会は「地域の見守り活動などから」が最も多い。	
民生・団体 ・福祉・相談	特に支援が必要と思う対象については、民生・団体・福祉で「ひとり暮らし高齢者」「高齢者のみの世帯」「認知症高齢者」が多い。相談では「ひとり暮らしの高齢者」「高齢者や障がいのある人を介護している人」「地域から孤立している人」が多い。	
基本施策 2-4 地域活動の基盤の充実		
調査名	調査結果	今後の方向性
—	—	—

◆基本目標3 安全・安心に暮らせる地域づくり

基本施策 3-1 防災・防犯体制の充実		
調査名	調査結果	今後の方向性
一般	近所づきあいの中で手助けしてほしいこと、手助けできそうなことは共に「災害時等の避難の手伝い」が最も多い。	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時の避難支援に対する意識はみられるものの、支援時の役割分担や情報共有に課題がみられ、平時からの見守りや関係づくりを土台としながら、地域での避難支援体制をより実効性のあるものとしていくことが必要。 ●一般市民では、避難の手伝いを求める声と手助けできそうだとする意識の両方で「災害時等の避難の手伝い」が多く、地域で支え合う意識を具体的な備えにつなげていくことが求められる。 ●民生委員では、日常的な見守りや声かけが行われている一方で、支援対象者の情報共有や連携のあり方に課題がみられることから、平時からの連携体制を整えていくことが求められる。 ●団体・福祉事業所・相談支援機関で体制整備の状況に差がみられることから、それぞれの実情に応じた防災体制の充実が必要。
一般	地震などの災害が発生したとき「同居する家族や近所の人の手助けがあれば避難できる」が15.1%、「避難できない」が3.5%。	
一般	災害時に要支援者を手助けする地域協力者となることが「できる」が14.8%、「誰かと一緒ならできる」が38.3%。	
一般	災害ボランティアセンターの「活動内容まで知っている」は4.5%。	
民生	避難行動要支援者への支援や関わりとして行っていることは「対象者の見守りや日常的な声かけ」が約5割、「避難訓練等の防災活動への参加」「対象者の安否確認や災害時の声かけ」が約3割。	
民生	避難行動要支援者を支援する上での課題は「支援時の役割分担や連携や明確でない」「支援対象者や名簿の情報が十分に共有されていない」が約6割。	
団体・福祉 ・相談	災害発生時の体制整備については、団体は「特に整備はされていない」が約6割、福祉は「災害時対応マニュアルがある」「避難訓練・研修を定期的実施している」が約8割、相談は「避難訓練・研修を定期的実施している」が約9割。	

基本施策 3-2 困難を抱える人への支援の充実		
調査名	調査結果	今後の方向性
一般	成年後見制度について、「関心があり、機会があれば学びたい」が6.1%、「少し関心がある」が20.9%。	<ul style="list-style-type: none"> ●生活困窮、ひきこもり、権利擁護、再犯防止など、複合的な課題に対応していくことが必要。 ●成年後見制度や市民後見人への関心は一部にとどまっていることから、制度や活動内容の周知啓発の充実が必要。 ●再犯防止に関しては、雇用や住まいの確保が重視されており、それぞれの状況に応じて必要な支援につながる体制を整備が求められる。
一般	市民後見人について、「関心があり、機会があればやってみたい」が1.8%、「少し関心がある」が13.0%。	
一般	保護司の「活動内容まで知っている」は16.3%。	
一般	再犯防止のためにすべきことについて、「雇用が確保されること」が約6割、「住宅が確保されること」が約5割。	
基本施策 3-3 健やかに暮らし続けるための取組の推進		
調査名	調査結果	今後の方向性
一般	日頃の生活の中で不安を感じているのは、「自分や家族の老後のこと」「自分や家族の健康のこと」が多く、約5割。	<ul style="list-style-type: none"> ●老後や健康への不安が多く、あわせて通院や買い物など移動に関する不安もみられることから、介護予防や健康づくりを進めるとともに、安心して生活を続けられる環境づくりが必要。
一般	健康推進員の「活動内容まで知っている」は12.2%。	
基本施策 3-4 安心して生活できる環境の整備		
調査名	調査結果	今後の方向性
一般	日頃の生活の中で「地域での移動や通院手段のこと」に不安を感じているのは、16.2%、「地域での買い物のこと」は9.4%。	<ul style="list-style-type: none"> ●通院や買い物など移動に関する不安に対応するため、移動や外出を支える生活支援について検討していくことが必要。 ●近所づきあいの中では買い物の手伝いや外出のつきそいができそうなこととして挙げられており、地域の支えあいを活かした生活支援のあり方を考えていくことも重要。
一般	近所づきあいの中で手助けできそうなこととして、「買い物のお手伝い」は19.0%、「サロンや通院など近くまでの外出のつきそい」は7.7%。	
民生・団体 ・福祉・相談	地域の課題については、「交通手段がなく、通院や買い物など外出に困っている人が多い」が前回と比較して大幅に増加。	

◆基本目標4 適切な支援を届けるための体制づくり

基本施策 4-1 包括的な支援体制の構築		
調査名	調査結果	今後の方向性
一般	困った時の相談先は、「市役所など行政機関の窓口」が19.5%、「地域包括支援センター」が6.7%、「社会福祉協議会の窓口」が3.4%。	<ul style="list-style-type: none"> ●相談支援については、身近な地域で気軽に相談できる場所を求める声が多く、福祉事業所や相談支援機関からも困難ケースへの対応や関係機関の連携強化が期待されていることから、誰もが早い段階で相談につながりやすい環境づくりが必要。 ●相談支援機関では、分野横断的な知識の充実や関係機関との顔の見える関係づくり、役割分担の明確化が必要とされており、包括的な相談支援を支える体制の充実が求められる。
一般	日頃の生活で不安や悩みがあるときや地域で孤立している人や気がかりな人に気づいたとき、解決に向けて行動ができる仕組みは「身近な地域で気軽に相談できる場所があると良い」が約5割。	
福祉	地域で活動する中で市や社協に期待することは、「困難ケースへの対応」が約6割、「福祉や支えあいを担う人材の育成」が約5割、「活動上必要な情報の提供」が約3割。	
相談	地域で活動する中で市や社協に期待することは、「困難ケースへの対応」が5割、「相談支援実施上の助言」「福祉や支えあいを担う人材の育成」が約4割。	
相談	断らない相談や包括的な相談支援を実施するために今後強化が必要と思われる機能や取組について、「様々な制度や分野に関する知識をつける」「関係する機関との顔の見える関係づくり」が約7割、「支援を行うにあたっての各相談支援機関等の明確な役割分担」が約4割。	

基本施策 4-2 情報発信・共有の充実		
調査名	調査結果	今後の方向性
一般	福祉に関する情報の入手先は、「市の広報誌「広報こなん」」が最も多く、約4割。	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉に関する情報については、「十分得られていない」と感じている人が一定数みられ、どこに行けば情報が得られるのかわかりにくいという状況もうかがえることから、必要な人に必要な情報が届くよう、わかりやすく伝える工夫や、多様な媒体を活用した周知が必要。 ●民生委員・団体・福祉事業所・相談支援機関においても、相談窓口や福祉サービスに関する情報の周知は十分でないと認識されており、地域のさまざまな場を通じた情報提供の充実が求められる。
一般	福祉に関する情報を「あまり得ることができない」が23.1%、「ほとんど得ることができない」が16.0%。その理由は、「福祉に関するパンフレットや広報紙を見る機会が少ない」「どこへ行けば福祉に関する情報を得られるのか、わからない」が約5割、「福祉に関する情報を知っている人が身近にいない」が約3割。	
民生・団体 ・福祉・相談	福祉に関する相談窓口や福祉サービスなどの情報の住民への周知については、「あまりできていない」が民生で約4割、団体に約5割、福祉で約3割、相談で約6割。	
基本施策 4-3 福祉サービス提供体制の充実		
調査名	調査結果	今後の方向性
福祉	サービスの質の向上のために取り組んでいることは、「サービス提供にかかる職員研修の実施」が約9割、「災害時対応マニュアルの作成」が約8割、「個人情報保護・管理の徹底」が約7割。	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き支援の質を安定的に確保していくため、職員の資質向上や利用者・家族との信頼関係づくり、非常時を含めた対応力の充実が求められる。 ●事業所や相談支援機関における人材育成、研修機会の充実、関係機関同士の連携促進などを通じて、福祉サービスの質の向上のための支援が必要。
相談	サービスの質の向上のために取り組んでいることは、「相談支援にかかる職員研修の実施・参加」が約9割、「個人情報保護・管理の徹底」が約7割、「利用者家族とのつながりの強化」が約6割。	

基本施策 4-4 地域福祉の推進体制の強化

調査名	調査結果	今後の方向性
団体	支援対象者だけでなく地域に対してできることについては、「地域住民が活動に参加するためのきっかけづくり」が約4割、「地域の様々な団体との連携」「様々な世代が気軽に集うことができる居場所づくり」が約3割。	<ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉を進めるために、住民、団体、福祉事業所、相談支援機関、行政、社協といった多様な主体がそれぞれの力を発揮でき、連携して取り組める体制づくりが必要。 ●地域に対してできることとして、参加のきっかけづくりや居場所づくり、相談窓口の提供、課題共有の場への参加などが挙げられており、多様な主体が力を発揮できる体制づくりが求められる。
福祉	支援対象者だけでなく地域に対してできることについては、「相談窓口の提供（公的機関へのつなぎ役）」が約8割、「サービス提供を通じた貢献」が約6割、「課題共有の場（会議等）への参加」が約5割。	
相談	支援対象者だけでなく地域に対してできることについては、「課題共有の場（会議等）への参加」が約8割、「相談支援を通じた貢献」「福祉に関する役立つ情報や技術の伝達」が約6割。	

湖南省第五次地域福祉計画・地域福祉活動計画 策定のためのタウンミーティング 実施概要（案）

■ タウンミーティングの目的

地域で生活・活動いただいている市民目線で、地域の現状や課題、解決アイデア等を話し合っただき、地域福祉計画および地域福祉活動計画へ生かす

■ タウンミーティングの概要

対象	開催日時	会場	参加予定人数	開催形式
全市民	7月27日(月) 18時～19時30分	共同福祉施設(サンライフ甲西) 2階 大ホール	60人	グループワーク

対 象：市民（中学生にも学校を通じて周知）

時 間：90分程度

テ ー マ：移動支援・災害・地域ささえあい・権利擁護等

周知方法：広報こなん・市ホームページ

申込期間：7月6日(月)～7月17日(金)

■ タウンミーティングの流れ

1. 開会のあいさつ
2. 湖南省第五次地域福祉計画・地域福祉活動計画について説明《市から説明》
市の現状、地域福祉に関する国の流れについて説明
3. タウンミーティングの概要説明《日本都市計画研究所から説明》
タウンミーティングの流れについて説明
4. 地域福祉課題発見シートの記入《個人ワーク》
課題等についてご記入いただく
5. 意見の共有 グループごとに発表
6. まとめ
7. 閉会のあいさつ
今回の意見をまとめて、報告・共有することを説明

【別紙 1】

○附属機関等に関する基本指針

平成28年 4月 1日

(趣旨)

第1 この指針は、附属機関等の設置において、市の意思形成過程の透明性の向上と公正の確保を図り、市民の市政への参画を促進するため、委員募集においてはできる限り公募等を行うこととし、その附属機関等に関する基本指針を定めるものとする。

(定義)

第2 この指針において附属機関等とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 附属機関

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより本市が設置する機関をいう。

(2) 附属機関以外の組織

前号に規定する附属機関に該当しない組織で、有識者や市民から意見を聴取し、市政に反映することを主な目的として本市が設置するもの。ただし、次のいずれかに該当するものは除く。

ア 関係行政機関、関係団体との連絡調整を主な目的とするもの

イ イベント等の実施を目的に組織するもの

ウ 本市職員の研修、研究等を主な目的とするもの

エ 本市の職員のみで構成するもの

オ その他この指針の対象として適当でないもの

(附属機関等の設置及び統廃合)

第3 附属機関等の設置については、その設置目的を明らかにし、最も効率的な設置方法を検討するとともに附属機関等によることが最適かどうかについても検討するものとする。

(1) 法令により必置とされている場合を除き、審議事項が既存の附属機関等の所掌事項に含まれていない場合又は既存の附属機関等の所掌することが適当でない場合に限り、附属機関等を新たに設置することができるものとする。なお、臨時的に設置する附属機関等は、設置期限を定めるものとする。

(2) 類似、同種の機能を持つ附属機関等は、統合を図ることとする。

(3) 次の附属機関等は、法令により必置とされているものを除き、原則として廃止する。

ア 既に設置目的が達成されたもの

イ 社会経済情勢の変化等により審議事項そのものが減少するなど設置の必要性が低下しているもの

ウ 実質的な付議案件が少ないなど設置効果の乏しいもの

エ 過去の開催実績が少なく、今後の開催の見込みも少ないなど活動が不活発なもの

オ 附属機関等を設置するまでもなく、一般的な行政事務処理によって対応可能なもの
(委員の選任)

第4 附属機関等の委員の選任は、附属機関等ごとに定める目的・趣旨にふさわしい人材を幅広く選任するものとする。

(委員の構成)

第5 委員の構成については、原則として次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 女性の参画率については、湖南省審議会等への女性委員の参画の促進に関する取扱要領(平成16年湖南省訓令第26号)第3条に規定する割合を達成できるよう努めるものとする。
- (2) 市議会議員、市職員については、法令の定めのある場合又は特別な理由がある場合を除き、委員に選任しないものとする。
- (3) 公正かつ幅広く意見等を聴取するため、できるだけ同一人が多数の委員を兼ねないように努め、委員を関係団体から選任する場合は、特定の者に限らず広く構成員の中から推薦を受けるように努めるものとする。また、幅広い年齢層からの選任に努めるものとする。

(委員の公募)

第6 附属機関等の委員を公募するに当たっては、各部署が別に定める附属機関等の委員公募要領に基づき実施するものとし、応募資格のある者は、原則として次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。なお、第1号から第3号までに規定する要件は、委員に委嘱しようとする日又は依頼する日を基準とする。

- (1) 18歳以上であること。
- (2) 本市に住所、勤務先又は通学先を有すること。
- (3) 国又は地方公共団体の職員又は議会の議員でないこと。
- (4) 応募日現在において、本市の附属機関等の委員でないこと。
- (5) その他市長が必要と認める要件。

2 次のいずれかに該当するときには、公募を行わないことができる。

- (1) 法令又は条例の規定により委員となるべき要件が制限されているとき。

- (2) 行政処分に関する審議等を行うとき。
 - (3) 専ら高度、専門的な知識を有する事案の審議等を行うとき。
 - (4) 委員を迅速に選任する必要があるとき。
 - (5) 附属機関等の設置目的及び所掌事務に照らし、委員の公募が適当でないと認められるとき。
- 3 委員の公募については、原則として次の各号に掲げる事項を広報紙、市ホームページ等を活用し、広く周知を図るものとする。
- (1) 附属機関等の名称
 - (2) 所掌事務、意見聴取事項
 - (3) 報酬、謝礼
 - (4) 任期
 - (5) 募集対象
 - (6) 募集人数
 - (7) 応募方法
 - (8) 募集期間
 - (9) 選考方法
 - (10) 問い合わせ先
 - (11) その他必要と認める事項
- 4 公募委員の選考については、原則として次の各号に掲げる方法の全部又は一部により行うものとする。なお、選考結果は、応募者全員に速やかに通知するものとする。
- (1) 作文
 - (2) 面接
 - (3) その他適当と認める方法
- 5 公募した結果、応募者がいない、定員に満たない、該当者がいないなどの場合には、所管課の判断によるものとする。
- (会議の公開、非公開)
- 第7 会議の公開又は非公開の決定は、法令に定めのあるものを除き、附属機関にあってはその長が、附属機関以外の組織にあっては庶務を所管する課等の長が、それぞれその会議に諮って行うものとする。なお、決定をするに当たっては、湖南省情報公開条例（平成16年湖南省条例第10号）第7条各号及び第8条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項を審議する場合を除いて原則として公開するものとする。

- 2 附属機関等は、会議を開催する場合は、会議開催案内を作成し、会議開催当日の1週間前までに市ホームページ等により市民に公表するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要が生じたときは、この限りでない。
- 3 会議の公開は、傍聴及び結果の閲覧の方法により行うものとする。
- 4 会議の傍聴は、傍聴を希望する者に、附属機関にあつてはその長が、附属機関以外の組織にあつては庶務を所管する課等の長が、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- 5 会議の傍聴は、法令に定めのあるものを除き、原則として次の要領により行うものとする。
 - (1) 傍聴を認める定員をあらかじめ定めることとし、会場に一定の傍聴席及び報道機関用の席を設けるものとする。この場合において、傍聴を希望する者が定員を超えたときは、先着又は抽選により傍聴を認める者を決定するものとする。
 - (2) 会議が円滑に運営されるよう、あらかじめ傍聴に係る遵守事項を定めるとともに、傍聴を認めた者に周知し、会議の秩序の維持に努めるものとする。
 - (3) 傍聴を認めた者に対しては、会議資料（湖南省情報公開条例第7条各号及び第8条各号のいずれかに該当する情報が記載されている部分を除く。）を配布するものとする。
- 6 会議の結果の閲覧は、原則として次の要領により行うものとする。
 - (1) 閲覧に供すべき議事録又は会議概要を会議終了後速やかに作成する。
 - (2) 前号により作成した議事録又は会議概要について、市ホームページに掲載する。
 - (3) 会議の結果の閲覧の期間は、当該文書の保存年限とする。
- 7 附属機関等は、非公開とした会議についても、できる限り会議の概要等を公表するよう努めるものとする。
- 8 附属機関等の会議の公開等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

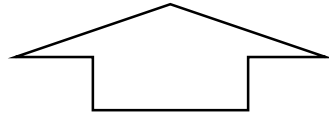
この指針は、平成28年4月1日から施行する。

【別紙 2】

湖南省第五次地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員名簿

(敬称略)

番号	氏名	所属	備考
1	村田 智美	龍谷大学社会学部現代福祉学科	
2	森本 信吾	NPO法人 宅老所 心	
3	溝口 弘	株式会社なんてん共働サービス	取締役会長
4	桐高 とよみ	NPO法人ぱんじー 甲賀・湖南権利擁護支援センター	所長
5	大園 隆	湖南省民生委員児童委員協議会	会長
6	小西 永子	湖南省保護司会	会長
7	横山 沙智世	湖南省国際協会	
8	井上 明保	湖南省青少年育成市民会議	会長
9	井上 ひとみ	子ども・子育て未来会議	副会長
10	上野 実	湖南省障がい児者団体連絡協議会	会長
11	山崎 秀樹	社会福祉法人さわらび福祉会 ワークステーション虹	拠点施設長
12	渡邊 あゆみ	日枝地域包括支援センター	センター長
13	近江 武志	ボランティア連絡協議会	会長
14	西出 喜代治	柑子袋区ボランティアタクシー	
15	池田 葉子	湖南省健康推進員協議会	
16	下田 稔	水戸学区まちづくり協議会	元会長
17	横井 理砂	市民公募委員	



湖南省福祉政策課 谷口・藤田・中村 宛
FAX 0748-72-3788
メール fukusei@city.shiga-konan.lg.jp

湖南省第五次地域福祉計画・地域福祉活動計画

第2回策定委員会に関するご意見シート

記入者氏名 _____

第2回策定委員会にご出席いただきありがとうございます。

第2回策定委員会について、ご意見等ありましたら下記に記入し、FAX・メール等で5月13日(水)までに福祉政策課までお送りください。

Large empty rounded rectangular box for providing feedback.